

令和5年度 事業報告及びその附属明細書
(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

第1 事業報告

1 法人の概況

(1) 公益財団法人の設立経緯

- H3.8.8 財団法人暴力追放大分県民会議設立
(H4.5.22 大分県公安委員会による大分県暴力追放運動推進センターの指定)
- H22.12.1 公益財団法人暴力追放大分県民会議に名称変更、登記
(H25.2.28 国家公安委員会による都道府県適格センターの認定)
- R3.6.23 公益財団法人大分県暴力追放運動推進センターに名称変更、登記

(2) 定款に定める目的

当法人は、県民の暴力追放意識を高揚するとともに、暴力追放活動を推進することにより、暴力団及びすべての暴力の根絶を図り、もって暴力のない、明るく住み良い大分県の実現に寄与することを目的とする。

(3) 定款に定める事業内容

- ア 暴力根絶のための啓発及び広報
- イ 暴力団追放運動に対する支援協力
- ウ 暴力団員による不当な行為に関する相談
- エ 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動
- オ 暴力団から離脱する意思を有する者を助けるための活動
- カ 大分県公安委員会から委託を受けた暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第14条第2項に規定する事業所の責任者に対する講習
- キ 法第32条の3第2項第8号に規定する不当要求情報管理機関に対する援助
- ク 暴力団員による不当な行為の被害者に対する保護、見舞金の支給及び民事訴訟の支援その他の救済
- ケ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条に規定する少年指導委員に対する少年への暴力団の影響を排除するための研修
- コ 暴力団に関するモニター活動
- サ 暴力団の市民生活に与える影響等に関する調査研究
- シ 暴力団の事務所の使用により付近住民等（付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。）の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止すること
- ス その他前記の目的を達成するための必要な事業

(4) 会員の状況

賛助会員 274 会員 （団体・企業 263、個人・11）

(5) 主たる事務所の状況

大分市荷揚町5番36号

(6) 役員等に関する事項

評議員 8 名

代表理事（理事長） 1 名 理事（理事長含む。） 8 名 監事 2 名

(7) 職員に関する事項

常勤 2 名（事務局長 1 名・庶務会計 1 名）

非常勤職員 3 名（事務 1 名・責任者講習 1 名・不当要求情報調査 1 名）

(8) 登記及び行政庁等報告

事由	大分県知事	大分県 公安委員会	国家 公安委員会	登記
事業計画の提出(R5 年度分)	R5. 4. 3	R5. 11. 2		
事業報告の提出(R4 年度分)	R5. 6. 28	R5. 6. 22	R. 6. 22	
評議員の交代	R5. 7. 18			R5. 6. 27
理事の交代	R5. 7. 18	R5. 7. 13	R5. 7. 13	R5. 6. 27
監事の交代	R5. 9. 4	R5. 8. 31	R5. 8. 31	R5. 8. 23
相談委員の交代		R5. 10. 3		
専門委員の交代			R5. 10. 3	

2 事業の状況

(1) 重要な契約の締結

責任者講習及び不当要求情報調査の各業務委託契約（1 年ごとに自動延長）及び上記業務の委託料支払契約

(2) 直前 3 事業年度の財産及び損益の状況

（単位：円）

事業年度		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
財 産	正味財産	628, 045, 096	627, 218, 164	626, 889, 988
損 益	経常収益	24, 445, 241	23, 615, 875	24, 211, 425
	経常費用	22, 948, 116	24, 442, 855	24, 539, 649
	当期経常増減額	1, 497, 125	-826, 980	-328, 224

(3) 評議員会、理事会等に関する事項（令和 5 年度）

決議年月日	会議名（開催目的・理由）等	開催地
R5. 5. 22	第 1 回定時理事会（R4 年度事業報告等）	通常開催（大分市内）
R5. 6. 20	定時評議員会（R4 年度計算書類等）	通常開催（大分市内）
R5. 6. 26	第 1 回臨時理事会（理事長選任等）	決議の省略
R5. 8. 1	第 2 回臨時理事会（監事 1 名の選任等）	決議の省略
R5. 8. 21	第 1 回臨時評議員会（監事 1 名の選任）	決議の省略
R6. 3. 8	第 2 回定時理事会（R6 年度事業計画案等）	通常開催（大分市内）

※ 評議員会の決議の省略（一般法人法第 194 条・評議員会運営規程第 11 条）

※ 理事会の決議の省略（同法第 96 条・定款第 37 条）

(4) 事業の経過及びその成果

別紙のとおり

(5) 表彰

(順不同、敬称省略)

表彰種別等			個人・団体名	住所
暴力追放功労者表彰	全国	銀賞	井上 英樹	日田市
同上	九州管区		後藤 春海	豊後高田市
同上	同上		城戸崎 修	中津市
標語の部	全国・佳作		由迫 瑠音	大分市
	大分県・優秀賞		松本 昌幸	竹田市
感謝状	大分県建設業協会(臼杵支部)			臼杵市
	大分県建設業協会(大野支部)			豊後大野市
	大分県自家用自動車協会			大分市
	医療法人福崎歯科			大分市
	医療法人慈仁会酒井病院			中津市
	レゾネイトクラブくじゅう			竹田市
	株式会社佐藤酒販			大分市

事業の経過及びその成果

事業名	実施事項	月日 場所	実施内容
1 暴力根絶のための 広報・啓発活動	(1) 広報啓発活動	年度を通して実施	<p>○暴力団排除意識の浸透と高揚を図るため、機関紙「暴迫だより」34号の発行のほか、暴排ポスター、不当要求対応の手引き、各種啓発用品等を作成した。県内の各種団体、事業所、飲食店等に対し、責任者講習時や調査員の直接訪問等のほか、各種行事、会議、研修等に際して配布</p> <p>○ 社会を明るくする運動（7月）や麻薬・覚せい剤乱用防止運動（10～11月）等の際に、当センターの活動を紹介する新聞広報を実施（3回）</p> <p>○ 大分市役所が業務で使用する公用共通封筒の広告枠を利用して、当センターの相談窓口の活用や不当要求防止責任者講習の受講に関する広報を実施（R5.10から使用分52,000枚）</p>
	(2) ポスター、標語の募集等宣伝普及活動	R5.4月 ～ R5.5月	<p>○大分県警察、県防犯協会（全国防犯協会連合会）と共催し、「暴力追放」に関する標語を募集、優秀作品については表彰を実施</p> <p>※標語の部で全国佳作を受賞（1名）</p>
	(3) 暴迫賛助会員証の配布と掲示の奨励	年度を通して実施	<p>○「暴力追放賛助会員之証」「暴力団排除事業所」「暴力団排除の店」を新規賛助会員、事業所、店舗等へ配布し、掲示を求め、暴排意識を啓発</p>
2 暴迫運動組織に対する支援活動	(1) 暴排活動を行う諸組織に対する支援	年度を通して実施	<p>○県内16地区暴絶協に対し、助成金を交付</p> <p>○宇佐市暴絶協（なごし会）による夜間の飲食店等に対する暴排活動等に対し、暴排資料・暴排グッズを配付</p> <p>○大分市都町「みかじめ料お断り同盟」に対し、大分中央警察署の協力を得て当センターが作成した同盟ステッカーを配布。飲食店間における暴排意識</p>

			<p>の浸透及び、同盟員の拡大を依頼</p> <p>○「第41回暴力絶滅おおいた市民大会」に参加すると共にのぼり旗の貸与、暴排資料の配付及び、理事長による暴排運動への協力、参加呼びかけを実施(11/25)</p>
3 暴力団員による不当な行為に関する相談活動	(1) 暴力関係相談活動	年度を通して実施	<p>○暴力追放相談委員による面接相談、電話による相談受理。不当要求問題等の解決に向けた対応要領等を教示するなど、事案の処理解決を図った。</p> <p>※相談総件数：166件</p>
	(2) テレホン相談日の実施	R6. 2. 21	<p>○県警、県弁護士会と協力し、テレホン相談日を設定の上、当センター及び警察本部に集中相談窓口を設置</p>
	(3) 企業訪問による相談活動	年度を通して実施	<p>○情報調査員が事業所を訪問し、暴力団等に関する相談を受理。被害防止のための助言、教示を実施するなど暴排意識を浸透</p> <p>※訪問数：836箇所</p> <p>※報告・相談件数：21件</p>
4 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動	(1) 少年補導関係諸機関、組織との連携強化	年度を通して実施	<p>○県主催の「薬物乱用防止ヤング街頭キャンペーン」では、大分駅前において暴排運動ののぼりを立て、通行人に対して、薬物乱用防止等と呼び掛け(6/20)</p> <p>○「大分県青少年健全育成大会」(11/10)、「薬物乱用対策地方本部幹事会」(5/25)、「ダメ。ゼッタイ。普及運動実行委員会」(5/25)に参加。暴排資料を配付するなどして、関係者との連携を強化</p>

5 暴力団からの離脱援助活動	(1) 離脱希望者の把握調査活動	年度を通して実施	○県警と連携し、暴力団組織からの離脱希望者の把握に努めると共に、暴力団離脱者を支援する事業所との関係強化を図るための会議を開催（7/18）
	(2) 離脱支援活動	年度を通して実施	○暴力団離脱者からの銀行口座開設相談を受理。組織犯罪対策課と連携して当該銀行に対する口座開設に向けた検討、依頼を実施（1件） ○離脱者の就労支援のため、組織犯罪対策課及び他県暴追センターと連携
6 事業者に対する援助活動	(1) 事業者に対する不当要求防止責任者講習の開催	年度を通して実施	○事業所、公務所選任の不当要求責任者を集め、「不当要求防止責任者講習」を実施 ※開催 29 回（受講者 1,123 人） ・事業所 20 回（受講者 605 人） （リモート講習 1 回） ・公務所 9 回（受講者 518 人）
	(2) 不当要求防止研修会への参加	年度を通して実施	○企業、公務所の研修会への参加講師を派遣し、行政対象暴力への対応要領について指導、暴排資料を配付計 4 回（参加者 262 名） ○不当要求被害防止のための啓発 DVD の貸出(40 件)
	(3) 企業訪問による援助	年度を通して実施	○情報調査員による企業訪問時に暴排パンフレット、グッズ等を配布すると共に、不当要求を受けた際の対応要領について助言 ○訪問した事業所に対し、「暴力団排除事業所」のステッカーを交付し、事務所への掲示を依頼

7 暴力団員による 不当行為の被害 者に対する保 護、支援救済活 動	(1) 被害者支援救済 活動	年度を通 して実施	○暴力団員による不当行為の被害者に 対し、見舞金を支給（1件） ○「犯罪被害者週間に伴う街頭活動」に 参加し、大分駅前において犯罪被害 者への理解及び被害相談を呼び掛 け、暴排グッズを配付（11/27） ○県警主催の「被害者支援連絡協議会相 談窓口担当者情報交換会」に参加し、 他団体と情報を共有（11/1）
	(2) 民事訴訟に対す る支援活動	年度を通 して実施	○貸付資金の支援なし。
8 暴力団事務所の 使用差止請求関 係業務の推進	(1) 関係機関・団体と 連携した業務活動		○差止訴訟対応なし。 ○暴力団事務所差止請求の実施に向け た技術研鑽のため、県警組織犯罪対策 課とともに「九州ブロック暴力追放運 動推進センター連絡協議会・定例会」 に参加(7/13)
9 少年指導委員に 対する研修の実 施	(1) 研修会の開催	R5. 7. 21	○県警人身安全・少年課との共同によ り、少年指導委員定期研修会を開催 し、暴力団による少年に対する不当な 影響の排除に資する、少年への声か け、補導の着眼点等の知識技能の指導 及び意見交換を実施
10 暴力団に関する モニター活動	(1) 暴力追放推進員 の活動支援	年度を通 して実施	○暴力追放推進員に報償費を交付し、活 動促進のための支援を実施
	(2) 暴力追放推進員 会議の開催	R5. 11 月	○暴力追放推進員等研修会を開催。ブロ ック毎の暴追推進員及び暴絶協担当 者、地元警察を集め、県内外の暴力団 情勢の説明や情報交換を行い、相互の 連携を強化及び活動を活性化 ※中央ブロック研修会（11/9） ※久大ブロック研修会（11/28）

11 暴力団の市民生活に与える影響に関する調査研究	(1) アンケート調査の実施	年度を通して実施	<p>○事業所等 1,035 名を対象に「暴力団等の不当要求に関するアンケート調査」を実施</p> <p>○アンケートの回答（725 名分）を集計分析し、「暴力団等の不当要求に関するアンケート結果」（冊子）を作成。同冊子を調査対象者、賛助会員、暴力追放推進員等に配布すると共に、暴排活動の資料として活用</p>
12 民暴対策協議会活動	(1) 定例会の開催	R5. 10. 17	<p>○県警・大分県弁護士会・当センターの 3 者による「大分県民事介入暴力対策協議会・第 23 回定例会」を開催。情報交換、訴訟事案への取組み状況及び今後の活動方針についての検討を行い、連携を強化</p>
	(2) 民暴チームの編成と活動強化	年度を通して実施	<p>○民暴事案対策の技術研鑽のための研修会に県警と共に参加し、全国の民暴事案及びその対策について研鑽に努めると共に民暴チームとの連携を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民暴研修会 (R5. 5. 9 県弁護士会館) ・九州ブロック民暴研修会 (R6. 2. 22 福岡)
13 その他の活動（事業）	(1) 暴追活動功労者等の表彰	年度を通して実施	<ul style="list-style-type: none"> ○全国表彰 ○九州ブロック表彰 ○県表彰 ○感謝状

	(2) 各種会議等への出席	年度を通して実施	<p>○各種会議等に参加し、暴行運動の取組、不当要求に対する対応要領等について説明したほか、広報啓発資料を配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大分県犯罪被害者等支援連絡協議会総会」(6/7) ・「大分県証券警察連絡協議会」(10/3) ・「九州地方整備局暴力団等追放連絡協議会」(11/13) ・「暴力追放公共企業体等大分地区協議会」(11/29) ・「大分県損害保険防犯対策協議会」(2/8)
--	---------------	----------	--

第2 事業報告の附属明細書

役員等の兼務先法人及びその役職 (令和6年3月31日現在)

【評議員】(8人)

※順不同、敬称省略

	氏名	兼務先法人(その役職)
1	永松 悟	
2	松井 督治	
3	但馬 英二	(一社)大分県警備業協会(会長) (公財)大分県防犯協会(理事)
4	芝野 聖美	大分県更生保護女性連盟(会長)
5	山名 義弘	(一社)大分県自家用自動車協会(会長)
6	戸高 有基	大分県中小企業団体中央会(会長)
7	山口 功	(一社)大分県タクシー協会(会長)
8	阿部 功三郎	

【理事】(8人)

	氏名	兼務先法人(その役職)
1	後藤富一郎	大分経済同友会(代表幹事) (公財)大分県産業創造機構(代表理事)
2	友岡 孝幸	(一社)大分県建設業協会(会長) (公財)大分県防犯協会(理事)
3	川崎 栄一	大分経済同友会(副代表幹事)
4	友岡 正春	大分県警察・ゴルフ場連絡協議会(会長) (公財)大分県防犯協会(評議員)
5	油布 欣也	(一社)大分県銀行協会(常務理事)
6	戸高 利恒	暴力追放公共企業体等大分地区協議会(会長)
7	朝見 哲也	大分市暴力絶滅協議会事務局(参与)
8	荒巻 敦朗	

【監事】(2人)

	氏名	兼務先法人(その役職)
1	長野 修一	
2	仲摩 典幸	

- 大分県暴力追放運動推進センター業務の一部または全部を執行する法人なし。
- 役員報酬なし(定款)